$Q2_{25}$　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.026
　　イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.029
$Q2_{26}$　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.013
　　イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.016
$Q2_{27}$　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.009
　　イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.011
$Q2_{28}$　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0024
　　イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0024
$Q2_{29}$　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0023
　　イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0023
$Q2_{30}$　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.00183
　　イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00178
$Q2'_{27}$　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.005
　　イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.007
$Q2'_{28}$　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0014
　　イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0014
$Q2'_{29}$　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0014
　　イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0014
$Q2'_{30}$　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.0011
　　イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00107
R　PFI事業により行われる病院事業（医療施設整備事

（13に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇一七五六）を、市場公募都市以外の市町村の平成二十五年度における市町村立等病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）に〇・〇一四三八（13に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇一七五六）を、市場公募都市の平成二十六年度における市町村立等病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）に〇・〇一四三八（13に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇一七五六）を、市場公募都市以外の市町村の平成二十六年度における市町村立等病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）に〇・〇一四三八（13に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇一七五六）を、市場公募都市の平成二十七年度における市町村立等病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）のうち13に規定する特別分に係るもの以外のものに〇・〇〇七一二（13に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇〇七一二）を、13に規定する特別分に係るものに〇・〇〇八五二（13に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇〇四三三）を、市場公募都市以外の市町村の平成二十七年度における市町村立等病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）のうち13に規定する特別分に係るもの以外のものに〇・〇〇七三八（13に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇〇七三八）を、13に規定する特別分に係るものに〇・〇〇八九一（13に規定する災害時医療施設の整備に要する経